

令和 8 年度函館市地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

令和 7 年 5 月 日

（名称） 函館市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

函館市内の銭亀沢地区においては、国道 278 号を運行する路線バス（地域間幹線系統）「下海岸線」が主要な交通手段となっているが、これと並行する沿線に形成される住宅地は急斜面上の高台に所在し、特に高齢者の買い物等における既存の地域間幹線バスの利用が難しい状況にあった。

このことから、地域住民の要望に基づき、平成 30 年 11 月より、旧戸井線を経由し、「根崎競技場前」や「湯倉神社前」等のバス停において「下海岸線」、「旭岡団地線」の地域間幹線系統と接続する路線バス「望洋団地線」を運行している。

高齢者をはじめとした地域住民の利便性を確保するとともに、アクセスの確保による公共交通網の利用促進を図るため、当該系統の維持が必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

- ・ 望洋団地線の 1 便あたり乗車人数を 9.2 人以上（令和 6 年度実績 9.1 人）とする。
- ・ 望洋団地線の経常収支率を 61%（令和 6 年度実績 60.44%）とする。
※燃料費高騰等の影響を受けている状況ではあるが、沿線町会から運行時刻等に関する要望や利用実態を聞き取るなど、現状を把握して改善に努めるとともに、町会の協力のもと周知を図ることで利用を促進していく。

（2）事業の効果

「望洋団地線」の運行により、従来路線バスの利用が困難であった高齢者等の地域住民による公共交通の利用が促進される。

また、地域間幹線系統に接続する運行ダイヤとすることで、連携する公共交通網の利用が促進され、地域の活性化が図られる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 利用者のニーズ調査に基づき、運行経路や運行時刻を設定することにより、路線の利便性を高め、利用者数の確保に繋げる。（事業者）
- ・ 町会等の住民団体における周知活動等を支援し、地域における公共交通利用の機運醸成を図る。（函館市、住民団体）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
表 1 を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
運行経費 1, 9 6 3, 5 9 0 円（前年度実績値）から運賃収入、営業外収入及び国庫補助金を控除した額を函館バス株式会社が負担する。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施。 ・OD調査を実施。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの 運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及 びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
表 5 を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】</u>
※該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標 ※該当なし
(2) 事業の効果 ※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
① 車両の代替による費用削減等の内容 ※該当なし ② 代替車両を活用した利用促進策 ※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標 ※該当なし

(2) 事業の効果	
※該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
令和4年4月25日	函館市生活交通協議会の後継となる函館市地域公共交通協議会設立
令和4年6月24日	函館市地域公共交通協議会令和4年度第2回総会開催 令和5年度函館市地域内フィーダー系統確保維持計画案承認
令和4年12月21日	函館市地域公共交通協議会令和4年度第4回総会開催 令和4年度事業の評価を実施
令和5年6月23日	函館市地域公共交通協議会令和5年度第1回総会開催 令和6年度函館市地域内フィーダー系統確保維持計画案承認
令和5年12月12日	函館市地域公共交通協議会令和5年度第4回総会開催 令和5年度事業の評価を実施
令和6年6月13日	函館市地域公共交通協議会令和6年度第2回総会開催 令和7年度函館市地域内フィーダー系統確保維持計画案承認
令和6年12月11日	函館市地域公共交通協議会令和6年度第5回総会開催 令和6年度事業の評価を実施
令和7年5月 日	函館市地域公共交通協議会令和7年度第2回総会開催 令和8年度函館市地域内フィーダー系統確保維持計画案承認予定
19. 利用者等の意見の反映状況	
令和2年1月 銭亀沢地区町会連合会とバス事業者の協議により運行時刻・経路を変更	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 函館市東雲町4番13号

(所 属) 函館市企画部計画推進室交通政策課

(氏 名) 小島 絵美

(電 話) 0138-21-3625

(e-mail) bus@city.hakodate.hokkaido.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地 営業区域	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
函館市	函館バス株式会社	(1) 望洋団地線	新湊高台・ 函館共働 宿泊所	湯倉神社前	新湊高台・ 函館共働 宿泊所	往 (循環)km 復 14.0km	154 日	462.0 回			路線定期運行	①・②(1)	地域間幹線系統である下 海岸線・旭岡団地線と湯 倉神社前・根崎競技場前 ほかにて接続	③
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	函館市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	
交通不便地域	251,084

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
241,024	旧函館市	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(経過措置)
10,060	旧戸井町, 旧恵山町, 旧榎法華村, 旧南茅部町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
函館市地域公共交通計画	令和6年1月	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

望洋団地線 運行系統図

